

デートクラブ営業等に係る違反広告物の除却等に関する規程

平成 9 年 8 月 12 日
都公委規程第 1 号

存	続	期	間
---	---	---	---

〔沿革〕 平成 14 年 3 月 都公委規程第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例（平成 9 年東京都条例第 68 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき警察職員が行う違反広告物の除却等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（違反広告物の除却等の目的）

第 2 条 条例第 19 条に規定する、条例第 9 条第 1 項又は第 15 条の 3 第 1 項の規定に違反して表示された広告物（以下「違反広告物」という。）に対する除却その他必要な措置（以下「除却等」という。）は、違反広告物について速やかに除却等を行うことによって、青少年の健全な育成を阻害する行為を防止し、及び地域の清浄な風俗環境を保持するために行われるものである。

（表示した者を過失がなくして確知することができないときの除却等）

第 3 条 違反広告物を表示した者に対して条例第 19 条第 1 項の規定により除却等を命ずる場合において、当該違反広告物を表示した者を過失がなくして確知することができないときは、警視総監は、警察職員に除却等を行わせるものとする。

（はり紙、はり札及び立看板の除却）

第 4 条 警視総監は、違反広告物が条例第 19 条第 3 項に規定するはり紙又は条例第 19 条第 4 項に規定する一定の要件があるはり札若しくは立看板である場合は、警察職員に当該違反広告物の除却を行わせるものとする。

（留意事項）

第 5 条 除却等に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 違反広告物であるか否かの認定は、慎重に行うこと。特に、はり札及び立看板については一定の要件があるので、誤りのないようにすること。
- (2) 違反広告物の除却に当たっては、できるだけ違反広告物を棄損しないように配慮すること。
- (3) 除却等を行う権限には、広告を掲出するための支柱等の物件までには及ばないので、注意すること。
- (4) 違反広告物を除却した場合は、保管、返還等の手続を確実に履行すること。

（報告）

第 6 条 除却等を行った場合の結果については、東京都公安委員会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 9 年 8 月 13 日から施行する。